

議題(3)「合併に関する基本的な事項」について(継続協議項目)

- ・ 合併の方式

- ・ 新市の名称

- ・ その他

- ・ 資料 「合併に関する基本的な事項」の協議状況一覧表
..... P 1 1

資料 「合併に関する基本的な事項」の協議状況一覧表

| 項 目 名 | | 第3回 | 第4回 | 第5回 | 協議結果等 |
|---------------|---------------------|-----|-----|-----|---|
| 1 基本項目 | 合併の方式 | | | | 継続協議 |
| | 合併の期日 | | | | ・平成17年3月末までを目途とする |
| | 新市の名称 | | | | 継続協議 |
| | 新市の事務所の位置 | | | | ・長岡市内とする |
| 2 法による特例項目 | 議会の議員の定数及び任期の取扱い | | | | 継続協議 |
| | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い | | | | 継続協議 |
| | 地方税の取扱い | | | | ・合併後に統一 (5年間を限度に不均一課税を行う) |
| | 一般職の職員の身分の取扱い | | | | ・全て新市に引き継ぐ |
| | 地域審議会の取扱い | | | | 継続協議 |
| 3 その他 | 財産の取扱い | | | | ・全て新市に引き継ぐ |
| | 特別職の身分の取扱い | | | | ・市長、助役、収入役、教育長を置く。その他の特別職の設置は、合併関係市町村の長が別に協議する。 |
| | 組織機構及び支所の取扱い | | | | ・旧市町村の庁舎を本庁又は支所として存続する。 ・組織機構の再編を段階的・計画的に実施する。 |
| | 条例・規則等の取扱い | | | | ・統一を図り、新市の事務事業に支障がないように整備する。 |
| | 一部事務組合等の取扱い | | | | ・合併の枠組み確定後、一部事務組合と協議。 (全て解散・脱退する方向。住民生活への影響、事務事業の効率性等を考慮して調整する。) |
| | 使用料・手数料等の取扱い | | | | ・使用料は原則現行どおり。ただし、同一又は類似する施設は経過措置により段階的に調整する。 ・手数料は合併時に統一するように努める |
| | 公共的団体等の取扱い | | | | ・各団体のこれまでの経緯、各団体の意向・実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿って統合するよう調整に努める。 |
| | 町名・字名の取扱い | | | | ・各市町村や地域と調整を行い重複町名等が生じないように調整する |
| | 各種団体への補助金・交付金の取扱い | | | | ・事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性及び地域特性の観点から、新市で調整する。 |
| | 慣行の取扱い | | | | ・各市町村の地域特性を十分尊重しながら調整を行う。 |

は継続協議の項目

は協議終了の項目(法定協議会で再度協議するものも含む)